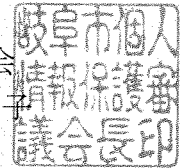


答 申 第 283 号
令 和 2 年 6 月 29 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和2年6月15日付け岐阜市民市第80号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

本市では、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づき、（仮称）岐阜市文化芸術推進基本計画（以下「計画」という。）の策定を進めているところである。計画の策定において、市民の文化芸術に関する意識及び現状を把握するとともに、平成28年度に実施した文化芸術に関する市民意識調査の結果と比較することにより、計画の策定の資料とするため、市民意識調査（以下「調査」という。）を実施する。

については、調査の実施に係る調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、条例第10条第2項第5号の規定により、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

調査対象者の氏名、住所、郵便番号及び日本国籍の有無

3 意見

適当なものと認める。